

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは翌日発行)

目 次

◇ 告 示 鳥取県卸売市場整備計画の決定（農畜園芸課）

告 示

鳥取県告示第三十七号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六条第一項の規定に基づき、鳥取県卸売市場整備計画を定めたので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年一月二十三日

鳥取県知事 西 尾 臣 次

ま え が き

近年、食料消費の多様化とその伸びの鈍化、生産・出荷の組織化・大型化の定着、規格性・貯蔵性を備えた商品及び輸入品の増加、情報化の進展等これまで卸売市場流通を支えてきた要因等に大きな変化が生じてきている。

生鮮食料品等の流通に係る諸条件が変化するなかであつて、今後とも卸売市場が流通の中核を担う社会的システムとしてその機能を發揮するためには、卸売市場を長期的な展望の下に整備していくことが重要である。

このため、卸売市場法第6条の規定に基づき、本県卸売市場の整備を進めることとし、青果物、水産物及び花きについて、昭和58年度を基準年度とし、昭和70年度を目標年度とする鳥取県卸売市場整備計画を策定する。

目 次

- 第1 目標年度 2
- 第2 卸売市場の適正な配置の方針 2
 - 1 需要の現状とその見通し 2
 - 2 供給の現状とその見通し 3
 - 3 卸売市場流通等の現状とその見通し 4
 - 4 品目別流通圏の設定 6
 - 5 卸売市場の配置計画 10
- 第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類の種類、規模、配置及び構造に関する指標 13
 - 1 立地に関する事項 13
 - 2 施設の種類の種類に関する事項 13
 - 3 施設の規模に関する事項 13

4	施設の配置に関する事項	14
5	施設の構造に関する事項	14
第4	取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項	14
1	取引の合理化に関する事項	14
2	物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項	14
第5	その他卸売市場の整備を図るために必要な事項	15
1	卸売業者の経営の近代化の目標	15
2	その他重要事項	15
	(別記)	
	卸売市場施設規模算定基準	16
	流通圏区分	17
	需要量及び市場取扱量の現状とその見通し	19
第1	目標年度 昭和70年度	
第2	卸売市場の適正な配置の方針	
1	需要の現状とその見通し	

需要の要因となる本県人口は、昭和30年の614,000人を頂点として、その後は減少を続け、昭和45年には569,000人まで落ち込んだが、その後は増加に転じ、昭和53年には594,000人、昭和58年には611,000人となり、昭和61年にはピーク時の昭和30年の人口を超えるに至っている。

今後ともこの傾向は続くものと思われ、第5次鳥取県総合計画によると、昭和70年の人口は635,000人程度と推定されている。

なお、人口の地域別分布については、市部集中の傾向が依然として続いており、市部の人口は昭和58年の355,000人(県総人口の58.パーセント)から、昭和70年には378,000人(県総人口の59.パーセント)に増加するものと予想される。

野菜、水産物及び花きの需要は、人口の伸びによる増加と1人当たり消費量の増加によつて増大が見込まれるが、果実については人口の伸びによる増加は期待できるものの、1人当たり消費量が減少すると予想されるため、全体量としてはほぼ横ばいと見込まれる。

野菜(いも類を含む。以下同じ)
所得水準の向上に伴い、食生活は高度化及び多様化し、需要も季節の別なく多品目化してきており、この傾向は今後も続くものと見込まれる。

昭和58年から昭和58年までの間の需要量の推移を品目別にみると、葉茎菜類、果菜類、土物類はほぼ横ばい、根菜類、洋菜類、生しいたけはやや増加、豆類はやや減少している。

昭和58年度における1人当たり年間需要量は119.4キログラムで、これによる総需要量は、72,987トンである。

昭和70年においては、1人当たり年間需要量は124.1キログラムと見込まれ、これによる総需要量は、78,805トン(昭和58年対比108.パーセント)に達するものと予想される。

果実
果実の需要は、みかん、すいか、バナナ、りんご、なし等が中心であるが、1人当たり需要量は伸び悩んでおり、この傾向は、今後とも続くものと見込まれる。

昭和58年における1人当たり年間需要量は85.3キログラムで、これによる総需要量は、52,142トンである。

昭和70年においては、1人当たり年間需要量は83.2キログラムと見込まれ、これによる総需要量は、52,832トン(昭和58年対比101パーセント)に達するものと予想される。

なお、本県の1人当たり年間需要量が全国平均(15万人未満都市で、58年65.6キログラム、70年64.0キログラム)より多いのは、本県がなし、すいか等の主要産地であることによるものと考えられる。

ウ 水産物

水産物(魚介類)は動物性たん白源として重要であるが、その需要は、生活水準の向上に伴い、多様化及び高級化の傾向にある。今後の需要の伸びは、鈍化し、ゆるやかな伸びになるものと予想される。

昭和58年における1人当たり年間需要量は64.4キログラムで、これによる総需要量は、39,366トンである。

昭和70年においては、1人当たり年間需要量は72.6キログラムと見込まれ、これによる総需要量は、46,101トン(昭和58年対比117パーセント)に達するものと予想される。

エ 花き

最近における花きの需要は、生活の向上に伴い、増加しているが、今後も増加するものと見込まれる。

昭和58年における1人当たり年間需要量は39.4本で、これによる総需要量は、24,084千本である。

昭和70年においては、1人当たり年間需要量は45.8本と見込まれ、

これによる総需要量は、29,083千本(昭和58年対比121パーセント)に達するものと予想される。

2 供給の現状とその見通し

ア 野菜

本県には、らっきょう、ながいも、だいこん(夏だいこん、秋冬だいこん)、ねぎ(秋冬ねぎ)、にんじん(冬にんじん)、キャベツ(冬キャベツ)、さといも等の特産の野菜が、砂畑、黒ぼく畑等で栽培されているほか、鳥取、倉吉、米子及び境港の各市近郊で、主として葉菜類及び半促成栽培による果菜類が栽培されている。

特産的野菜は、主として県外市場に出荷されているのに対し、その他の野菜は、そのほとんどが県内市場に出荷されている。

作付面積は、需要の動向を反映して変動しているが、最近は、たまねぎ、スイートコーン、ブロッコリーの伸びが顕著で、さといも、にんじん等の土物類に減少が見られる。

昭和58年における作付面積は5,840ヘクタール、生産量は131,763トンであり、このうち35,943トン(27パーセント)が県内市場に、残り95,820トンが県外市場、市場外流通、自家消費等に仕向けられたものと見られる。

昭和70年の生産量は181,818トン(昭和58年対比138パーセント)が見込まれ、37,000トン(20パーセント)が県内市場に、残り144,818トンが県外市場、市場外流通、自家消費等に仕向けられるものと予想される。

イ 果実

本県で生産される果実は、なし、かき及びぶどうのほか、果実的

野菜のすいか、いちご及びメロンが主なもので、これら6品目で全体の92パーセント(作付面積)を占めており、なかでも、なしの占める割合が58パーセントとなっている。今後は、中部及び西部地域のすいか、東部及び中部地域並びに大山山麓^{ろく}地域のなし等に伸びが期待される。

昭和58年における作付面積は7,375ヘクタール、生産量は170,552トンであり、このうち12,181トン(7パーセント)が県内市場に、残り158,371トンが県外市場、市場外流通、自家消費等に仕向けられたものと見られる。

昭和70年の生産量は232,777トン(昭和58年対比136パーセント)が見込まれ、14,000トン(6パーセント)が県内市場に、残り218,777トンが県外市場、市場外流通、自家消費等に仕向けられるものと予想される。

ウ 水産物

水産物の生産量は、沖合漁業によるものが全体の94パーセントを占め、沿岸漁業の占める割合は低い。

今後、日本海漁場の比重の増大、栽培漁業の推進、新漁場の開拓、漁船装備の近代化、境港、鳥取、網代等の漁港機能の整備の進展等により、水産物の生産は増大するものと予想される。

昭和58年における生産量は、257,522トンであり、このうち県内市場に8,663トン(3パーセント)、その他県外、加工向等に248,859トンが仕向けられたものと見られる。

昭和70年度における生産量は296,897トンが見込まれ、このうち、県内市場には14,152トン(5パーセント)程度が仕向けられるもの

と予想される。

エ 花き

本県における花きのうち切花類(枝物を含む。)は、鳥取市及び米子市近郊のほか、気高郡等で栽培されているが、これらの生産は、今後の需要の伸びに伴う産地の拡大によりかなり増加するものと思われる。

昭和58年における栽培面積は58ヘクタール、生産量は12,451千本で、このうち11,882千本(95パーセント)が県内市場に、残り569千本が県外市場、市場外流通等に仕向けられたものと見られる。

昭和70年においては、栽培面積は69ヘクタール、生産量は22,416千本(昭和58年対比180パーセント)が見込まれ、21,295千本(95パーセント)が県内市場に、残りの1,121千本が県外市場、市場外流通等に仕向けられるものと予想される。

3 卸売市場流通等の現状とその見直し

ア 青果物

本県では、青果物を取り扱う地方卸売市場は、鳥取市、倉吉市、米子市及び境港市の7市場(7卸売業者)(ただし、倉吉市の1市場(1卸売業者)は、水産物市場の青果部)がその中心的役割を果たしている。このうち、鳥取市が開設している1市場が公設市場で、その他は、民営市場である。また、卸売市場法施行令第2条で定める規模未満の市場が3市場あり、これらを含めると、卸売市場は10市場である。

イ 野菜

昭和58年における野菜の取扱量は、キャベツ、はくさい、たま

ねぎ、だいこん、きゅうり、トマト、ばれいしょ、にんじん、レタス、なすの順となっており、この10品目で全体の68パーセントを占めているが、今後においてもこのような傾向で推移するものと予想される。

昭和58年における市場流通量は56,004トンで、需要量の77パーセントとなっている。

昭和70年における市場流通量は60,798トン(昭和58年対比109パーセント)で、需要量の77パーセントが見込まれる。また、県外及び県内産別の入荷割合は、昭和58年において県外産29パーセント、昭和58年においても37パーセントと、県外に依存する割合は高く、今後とも続くものと予想される。

(4) 果実

昭和58年における果実の取扱量は、かんきつ類、すいか、バナナ、りんご、なしの順となっており、この5品目で全体の77パーセントを占めているが、今後においても、このような傾向で推移するものと予想される。

昭和58年の市場流通量は42,769トンで、需要量の82パーセントとなっている。

昭和70年における市場流通量は45,293トン(昭和58年対比106パーセント)で、需要量の86パーセントが見込まれる。また、県外及び県内産別の入荷割合は、昭和58年において、県外産74パーセント、昭和58年においても、74パーセントと、依然として県外産に依存しており、この傾向は、今後とも変わらないものと予想される。

イ 水産物

本県には、水産物市場が19市場(22卸売業者)があるが、そのうち消費地市場は3市場(4卸売業者)あり、そのうち1市場が公設地方卸売市場で、その他は民営市場である。一方、産地市場は、公設の県営境港水産物地方卸売市場と漁業協同組合が開設する4地方卸売市場と11規模未滿市場がある。

産地市場は、沖合漁業が主体である県東部の漁業協同組合、沿岸漁業が主体の中部の漁業協同組合、西部の県営境港水産物地方卸売市場に分類され、いずれも漁船漁業が中心である。なかでも県営境港水産物地方卸売市場は、日本有数の漁業基地であることから、本県漁船のみならず、他県の漁船による水揚も増加するとともに、最近の水産物需要及び流通形態の変化に伴い、産地市場と消費地市場の両方の性格を持つ市場となっている。

昭和58年における消費地市場流通量は25,251トン(うち県内産8,663トン)で、需要量の64パーセントとなっている。

昭和70年においては、消費地市場流通量(県営境港水産物地方卸売市場の消費地部門を含む。)は、水揚量の増加、市場機能の向上、流通形態の変化等から31,873トン(昭和58年対比126パーセント)が見込まれ、需要量の69パーセントに達するものと予想される。一方、産地市場(産地消費地市場を含む。)の昭和58年の流通量は402,000トン程度であるが、今後、年により変動はあるものの、その伸びが期待される。

ウ 花き

花き卸売市場は、鳥取市、倉吉市及び米子市に6市場あり、6卸

卸売業者により、卸売が行われているが、このうち花き専門の卸売業者は、鳥取市の1卸売業者と倉吉市の1卸売業者（規模未滿）（ただし両卸売業者は同一）で、その他は、青果物卸売業者により扱われている。

今後は、需要の増加と県内生産の増加、市場施設の整備等により、市場流通量は、増加するものと予想される。

昭和58年における市場流通量は23,806千本で、需要量の99パーセントを占め、昭和70年には37,019千本（昭和58年対比156パーセント）が見込まれ、需要量の127パーセントになるものと予想される。

4 品目別流通圏の設定

(1) 流通圏概況

流通圏は、人口、交通事情、経済圏、市場の配置状況等からみて、青果物（野菜及び果実）、水産物及び花きとも、消費地市場については、鳥取、倉吉及び米子の3市を中心とした東部、中部及び西部の3流通圏とする。

なお、3流通圏とも、圏外の県内外近隣地域へ生鮮食料品等の供給が行われている。

ア 東部流通圏（1市12町2村）人口 昭和58年 242,879人、
昭和70年 255,000人（推計）

鳥取市を中心とする地域で、国道9号、29号、53号、178号及び373号並びに中国縦貫自動車道により、京阪神、山陽、兵庫北部等との交通の便もよい。市場は、昭和48年4月に開設された鳥取市公設地方卸売市場があり、青果物2卸売業者、水産物2卸売業者及び花き1卸売業者によりそれぞれ卸売が行われている。

卸売業者の大型化と経営の近代化を図るため、卸売業者の統合に努めるとともに、施設整備を行うものとする。

イ 中部流通圏（1市8町1村）人口 昭和58年 122,536人、
昭和70年 125,000人（推計）

倉吉市を中心とする地域で、県内では農業生産の盛んな地域であり、農産物供給基地としての基盤も確立している。道路網も、国道9号、179号及び313号並びに中国縦貫自動車道により、岡山県北部及び京阪神との交通の便もよい。市場は、青果物5市場（ただし、1市場は水産物市場の青果部）、水産物1市場及び花き2市場（ただし、1市場は、青果物市場の花き部）があるが、概して取扱規模は小さく、市場施設も十分とはいえない。

したがって、市場及び卸売業者の大型化と経営の近代化を図るため、市場及び卸売業者の統合整備を必要とする地域と考えられる。

ウ 西部流通圏（2市11町1村）人口 昭和58年 245,879人、
昭和70年 255,000人（推計）

米子市を中心とする商工業都市として発展している地域であるが、弓浜地域は野菜の主産地であり、また、大山山麓^{ろく}地域は農地開発が実施されるなど、農産物の供給基地として期待されている。交通事情は、国道9号、180号、181号及び183号並びに中国縦貫自動車道により、京阪神、岡山、広島等との交通の便もよい。また、中国横断自動車道の建設が進行中であり、山陽方面への交通の便は、さらによくなるものと考えられる。市場は、青果物の4市場と水産物の消費地市場が1市場あるが、

米子市の青果物3市場については、市場及び卸売業者の大型化と経営の近代化を図るため、統合整備を必要とする地域と考えられる。

また、県管境港水産物地方卸売市場は、西日本屈指の水産物供給地に位置しているため、その流通範囲は、県内のみならず、西日本の各都市にも及んでいる。

当市場は、産地市場と消費地市場の性格を持つているので、産地、消費地市場として整備する。

エ 水産物産地市場と流通圏

水産物の産地市場については、立地条件、利用範囲、集分荷機能等の面から、中型産地(賀露、網代、田後等)及び小型産地(沿岸小生産地)に大別される。

なお、産地市場の流通圏は、県下一円とする。

(2) 品目別流通圏の設定

野菜

流通圏 (No)	区	域	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量		他の流通圏との重複区域	備考
			昭和58年度 (基準年度)	昭和70年度 (目標年度)	昭和58年度 (基準年度)	昭和70年度 (目標年度)	昭和58年度 (基準年度)	昭和70年度 (目標年度)		
東部(1)	鳥取市、 倉吉市、 用瀬町、	国府町、 河原町、 佐治村、	242,879 (69,815)	255,000 (69,526)	158,995 (23,853)	167,591 (25,141)	ト> 18,984 (2,848)	ト> 20,798 (3,120)	沼村、東郷町、倉吉市、大梁町 岡山県(安田郡、勝田郡、吉田 郡の一部) 兵庫県(美方郡、城崎郡の一部)	・1人・年間消費 量 58年度 119.4kg 70 " 124.1"
中部(2)	倉吉市、 東伯町、 赤碕町、	村、 北条町、 羽合町、 大梁町	122,536 (16,721)	125,000 (17,850)	45,745 (3,132)	47,542 (3,272)	5,462 (374)	5,900 (406)	岡山県(真庭郡、吉田郡の一部)	
西部(3)	米子市、 大山町、 西伯町、 日野町、	境港市、 淀江町、 西伯町、 溝口町、 江府町	245,862 (92,892)	255,000 (96,171)	264,305 (20,025)	274,778 (21,160)	31,558 (2,391)	34,100 (2,626)	赤碕町、東伯町 岡山県(安来市、 倉根郡、隠岐郡の一部)	
計			611,277 (179,428)	635,000 (183,547)	469,045 (47,010)	489,911 (49,573)	56,004 (5,613)	60,798 (6,152)		

(注) () 内数字は、具外流通圏分であり、流通圏人口欄については上段数字の外数、市場供給対象人口欄及び市場取扱量欄については上段数字の内数である。以下同じ。

果実

流通圏 (No)	区	域	流通圏人口		市場供給対象人口		市場取扱量		他の流通圏との重複区域	備考
			昭和58年度 (基準年度)	昭和70年度 (目標年度)	昭和58年度 (基準年度)	昭和70年度 (目標年度)	昭和58年度 (基準年度)	昭和70年度 (目標年度)		
東部(1)	鳥取市、 倉吉市、 用瀬町、	国府町、 鹿野町、 河原町、 佐治村、	242,879 (69,815)	255,000 (69,526)	209,648 (30,387)	222,356 (27,043)	ト> 17,883 (2,592)	ト> 18,500 (2,250)	沼村、東郷町、倉吉市、大梁町 岡山県(安田郡、勝田郡、吉田 郡の一部) 兵庫県(美方郡、城崎郡の一部)	・1人・年間消費 量 58年度 85.3kg 70 " 83.2"
中部(2)	倉吉市、 東伯町、 赤碕町、	村、 北条町、 羽合町、 大梁町	122,536 (16,721)	125,000 (17,850)	31,758 (2,239)	33,570 (2,404)	2,709 (191)	2,793 (200)	岡山県(真庭郡、吉田郡の一部)	
西部(3)	米子市、 大山町、 西伯町、 日野町、	境港市、 淀江町、 西伯町、 溝口町、 江府町	245,862 (92,892)	255,000 (96,171)	259,988 (17,421)	288,461 (26,526)	22,177 (1,486)	24,000 (2,207)	赤碕町、東伯町 岡山県(安来市、 倉根郡、隠岐郡の一部)	
計			611,277 (179,428)	635,000 (183,547)	501,394 (50,047)	544,387 (55,973)	42,769 (4,269)	45,293 (4,657)		

水産物

流通圏 (No)	区	域	流通圏人口 (昭和58年度昭和70年度) (基準年度)(目標年度)	市場供給対象人口 (昭和58年度昭和70年度) (基準年度)(目標年度)	市場取扱量 (昭和58年度昭和70年度) (基準年度)(目標年度)	市場取扱量 (昭和58年度昭和70年度) (基準年度)(目標年度)	市場取扱量 (昭和58年度昭和70年度) (基準年度)(目標年度)	備考
東部 (1)	鳥取市、倉高町、船岡町、用瀬町	国府町、鹿野町、八東町、智頭町	242,879 (46,103)	255,000 (45,612)	115,419 (15,699)	130,854 (19,628)	7,433 (1,011)	泊村、東郷町、羽合町、倉吉市、岡山県(美田郡、城崎郡の一部)、兵庫県(美方郡)
中部 (2)	倉吉市、東伯町	泊金村、北条町、大栄町	122,536 (16,721)	125,000 (17,850)	146,972 (10,575)	173,030 (13,843)	9,465 (681)	青谷町、鳥取市、岡山県(真庭郡、苫田郡の一部)
西部 (3)	米子市、大山町、西伯町、日野町	境港市、日吉津村、溝口町、江府町	245,862 (50,260)	255,000 (52,034)	129,705 (8,866)	135,138 (9,270)	8,353 (571)	島根県(安来市、能義郡の一部)
計			611,277 (113,084)	635,000 (115,496)	392,096 (35,140)	439,022 (42,741)	25,251 (2,263)	31,873 (3,103)

花 き

流通圏 (No)	区	域	流通圏人口 (昭和58年度昭和70年度) (基準年度)(目標年度)	市場供給対象人口 (昭和58年度昭和70年度) (基準年度)(目標年度)	市場取扱量 (昭和58年度昭和70年度) (基準年度)(目標年度)	市場取扱量 (昭和58年度昭和70年度) (基準年度)(目標年度)	市場取扱量 (昭和58年度昭和70年度) (基準年度)(目標年度)	備考
東部 (1)	鳥取市、気高町、船岡町、用瀬町	国府町、鹿野町、八東町、智頭町	242,879 (29,556)	255,000 (29,009)	99,543 (13,452)	142,577 (21,376)	3,922 (330)	倉吉市、北条町、大栄町、岡山県(勝田郡の一部)、兵庫県(美方郡の一部)
中部 (2)	倉吉市、吉朝町、三朝町、赤伯町	泊金村、北条町、羽合町	122,536 (-)	125,000 (7,681)	109,569 (-)	236,310 (2,314)	4,317 (-)	岡山県(真庭郡の一部)
西部 (3)	米子市、大山町、西伯町、日野町	境港市、日吉津村、溝口町、江府町	245,862 (57,442)	255,000 (59,470)	395,101 (13,071)	409,388 (21,288)	15,567 (315)	赤碓町、東伯町、赤松郡(一部)、安来市、能義郡、八東郡
計			611,277 (87,000)	635,000 (96,160)	604,213 (26,523)	808,275 (44,978)	23,806 (1,045)	37,019 (2,060)

5 卸売市場の配置計画

(1) 基本構想

ア 東部流通圏

鳥取市の鳥取市公設地方卸売市場を本圏の供給市場として存置し、今後、取扱量の増大、省力化、環境整備等により市場整備を必要とするときは、整備計画の示すところにより整備するものとする。

イ 中部流通圏

倉吉市に公設(又は準公設)地方卸売市場を新設し、卸売業者の統合による大型化を図り、本圏域における供給市場として整備計画の示すところにより整備及び配置するものとする。ただし、公設(又は準公設)地方卸売市場の開設が具体化できない場合は、民営市場として整備計画を樹立し、中部流通圏の供給市場として配置するものとする。

ウ 西部流通圏

米子市の青果物(花きを含む。)3市場、水産物1市場及び境港市の青果物1市場を本圏域における供給市場として存置し、今後、取扱量の増大、省力化、環境整備等により市場整備を必要とするときは、整備計画の示すところにより整備するものとする。

エ 水産物産地消費地市場

県営境港市水産物地方卸売市場を西日本における流通から加工全般にわたる総合拠点基地にするため、産地市場部門と消費地市場部門の機能を持つ総合市場として整備する。

オ 水産物産地市場

(ア) 中型産地(東部新基地)

網代、田後及び賀露地区の沖合漁業を主対象とした集出荷体制の強化を図り、産地加工体制の整備を目的に、東部地区における流通加工の拠点基地を整備する。

(イ) 小型産地(沿岸集出荷基地)

上記中型産地のほか、漁業協同組合が開設する市場として、沿岸漁業を主対象とした小型産地が11所あるが、中高級魚を主体とした集出荷体制の確立を目的に重点整備を図る。

(2) 卸売市場の配置計画

部	泊 村	泊 村	⑮地方卸売市場倉吉市株式会社 ⑯地方卸売市場上井水産株式会社 ⑰倉吉花市場	”	(新設までは、各市場を存置する)	”	昭和60年4月解散	
	赤碕町	赤碕町	⑱泊村漁業協同組合(産) ⑲赤碕町漁業協同組合地方卸売市場	民		存置す		民
西 部	米子市	米子市	⑳地方卸売市場東亜青果株式会社 ㉑地方卸売市場有限会社米子青果卸売市場 ㉒地方卸売市場笠井青果 ㉓地方卸売市場株式会社米子魚市場	民 ” ” ”	当該流通圏の供給市場として存置する。 当該流通圏の供給市場として存置し、施設を整備する。 当該流通圏の供給市場として存置する。 当該流通圏の供給市場として存置し、施設を整備する。	民 ” ” ”	65 61	
	境港市	境港市	㉔地方卸売市場東亜青果株式会社境港青果市場	民	存置する。	民		
	中山町	中山町	㉕中山漁業協同組合(産)	民	存置する。	民		規模未滿市場
	名和町	名和町	㉖御来屋漁業協同組合(産)	民	存置する。	民		規模未滿市場
	淀江町	淀江町	㉗淀江漁業協同組合(産)	民	存置する。	民		規模未滿市場
	境港市	境港市	㉘鳥取県営境港水産物地方卸売市場(産・消)	公	西日本の総合拠点基地とするため情報機能の充実を図るとともに産地消費地市場として整備する。	公	61	

- (注) 1 地方卸売市場とは、卸売場が青果物330㎡、水産物の消費市場200㎡、産地市場330㎡、花き200㎡以上の規模のものをいう。
 2 市場名中(産)は産地市場、(産・消)は産地消費地市場である。
 3 区分欄の公は公設、民は民営を表す。
 4 整備予定年度は、整備に着手する予定年度である。

第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標

- 1 立地に関する事項
 (1) 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されること。
 (2) 道路等関連公共施設の整備計画との整合性が確保され、交通事情が良好な場所であること。
 (3) 各種施設が適切に配置され、施設利用の効率性が確保され得る地形であること。
 (4) 生鮮食料品等の衛生上及び市場業務の安全上適切な環境にある地域であること。
- 2 施設の種類に関する事項
 施設の種類のほか、次に示すとおりとし、商品の多様化、取引方法の变化、情報化の進展等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用、維持管理の適正化に十分配慮するものとする。

施 設	例	示
売場施設	卸売場、仲卸売場、買荷保管、積込所、低温販売施設	
駐車施設	駐車場	
管理施設	管理事務所、業者事務所	
貯蔵・保管施設	倉庫、冷蔵庫	
輸送・搬送施設	配送設備、フォークリフト、ターレット、エレベーター、コンベアー	
加工処理施設	バナナ熟成加工室、包装設備	
衛生施設	じんあい処理施設、汚水処理設備、食品検査室	
情報・事務処理施設	入荷量表示設備、セリ値表示装置、共同計算センター、コンピュータ、見学研究設備	
福利厚生施設	医療設備、休養室、浴室、更衣室、従業員宿舍	
関連事業施設	関連商品売場	
以上の施設に附帯する施設	受電設備、給電設備、給油所、空調設備、計量設備	

なお、水産物産地市場については、以上のほかに海水浄化施設、水揚・選別機械設備、計量施設等を、実情に応じ、整備するものとする。

3 施設の規模に関する事項
 施設の規模については、別記「卸売市場施設規模算定基準」に基づいて算定される施設規模を確保するものとする。

4 施設の配置に関する事項

取扱量の見直しと輸送体系の変化に応じ、搬入、搬出及び仕入れが効率的に行われるよう配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 取扱量の増大が見込まれる市場にあつては、各種施設の増設余地の確保、施設の立体化等に努めること。
- (2) 低温流通の進展、輸送体系、商品形態及び取引方法の変化等に対応して能率的な物的流通が確保されること。
- (3) 搬入から搬出までの場内物流システムの開発導入を行い、省力化機器の体系的利用が確保されること。
- (4) 卸売市場の環境整備に資し、周辺地域との調和を図る観点から、可能な限り緑地帯等を設置すること。

5 施設の構造に関する事項

取引方法の変化、情報化の進展、低温流通の進展、物的流通技術の進歩、省資源、省エネルギー等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 原則として鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造等恒久的な使用が可能なものとする。
- (2) 用地の狭あいな市場においては、立体化された構造とすること。
- (3) 耐震、耐火、採光、通風、空調等に十分配慮するとともに、特に売場施設については、能率的な物的流通が確保されるものとする。

第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

1 取引の合理化に関する事項

公正かつ安定的な取引の推進、適正な競争秩序の保持、情報機能の充実、流通経費の軽減等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 卸売市場、産地間の情報交流を深めることにより、需要と供給の見通しに即した集荷販売を促進すること。
- (2) 小売形態の変化等に対応して、予約相対取引制度の積極的運用等を推進すること。
- (3) 規格の統一、包装の標準化、取引窓口の大型化、情報化の進展等に対応して、場外指定保管場所等を活用した見本取引及び銘柄取引の推進並びにせり方式の改善等取引の合理化に努めること。

(4) 迅速確実な代金決済を確保するため、決済ルールの確立とその遵守、情報機器の活用による計算処理機能の充実等に努めること。

(5) 産地及び消費地を通ずる広域的な需給情報網を整備するとともに、卸売市場に集積する需給及び価格等に関する情報の一括収集、提供等の機能の充実に努めること。

(6) 取引コードの統一、帳票作成のシステム化等情報化を進めるための基礎的条件の整備を図るとともに、情報処理の共同化、オンライン化を推進すること。

2 物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化に関する事項

商品管理の適正化、流通の効率化、市場労働の省力化等に配慮し、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 商品形態の変化に対応して、低温流通施設等の整備を図るとともに、商品の特性に応じた荷さばき、保管等に努めること。
- (2) 予約相対取引、見本取引の進展等取引方法の変化、小売形態の變

化等に対応し、荷さばき、保管等の効率化と配送施設の整備に努めるとともに、場外保管施設の適切な活用を推進すること。

(3) コンベア、パレット、フォークリフト、ラック等の体系的利用と市場施設の効率的利用を図り、物的流通の円滑化と場内荷役労働の省力化を計画的に推進すること。

第5 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

1 卸売業者の経営の近代化の目標

(1) 卸売業務の適正かつ健全な運営を確保するため、卸売業者の経営規模の拡大及び経営体質の強化を図るものとし、特に資本の充実、従業員の資質の向上、省力化技術の導入等による労働生産性の向上に努めるものとする。この場合、従業員1人当たり取扱高が、目標年度において、少なくとも次に示す水準を越えるよう努めるものとする。

卸売業者別 市場の種類	果物 卸売業者 万円	水産物 卸売業者 万円	花き 卸売業者 万円
地方卸売市場 (水産物産地市 場を除く。)	7,000	14,000	6,000

(注) この表に示す水準は、昭和58年の価格水準で示したものである。

また、卸売場、仲卸売場及び買荷保管所・積込所の取扱量は、次に示す標準取扱量を越えるよう努めるものとする。

(単位: kg/dt)

	青果物		水産物	花き
	野菜	果実		
卸売場標準取扱量	70	120	70	300本
仲卸売場標準取扱量	60	105	65	300本
買荷保管所・積込所 標準取扱量	60	105	65	300本

(2) 組織間の協調と相互けん制を図るため、営業部門、事務部門、管理部門等機能別組織編成を推進するものとする。

(3) 新規労働力の確保とその適切な配置、熟練労働力の定着、経営者能力の開発等を推進し、職能に即した計画的かつ統制のとれた人的組織の確立に努めるものとする。

(4) 情報機器の活用等による経営管理システムの確立を図るとともに、生産、消費両面の情報の収集、提供等を通ずる集荷販売機能の充実に努めるものとする。

2 その他重要事項

(1) 卸売市場の規模、立地、集荷販売の態様等を勘案し、十分な市場機能が發揮されるよう、取引ルールの明確化とその遵守等適正な運営を図るものとする。

(2) 公設卸売市場については、公営企業の経営原則を踏まえ、健全な市場会計が確保されるよう、適正な整備、運営に努めるものとする。

(3) 卸売業者等商業機能の卸売市場への収容に当たっては、効率的な流通の確保の観点から可能な限り大型化を図るとともに、公正な競

争を確保するよう配慮するものとする。

(4) 仲卸業者については、次の事項に留意して仲卸機能の強化を図るものとする。

ア 統合による大型化と個人企業の法人化、経営者能力の開発、従業員の資質の向上等を図ること。

イ 品質等の評価能力の向上、販路の開拓等に努めるとともに、共同方式による受注、配送及び情報管理等を推進すること。

(5) 小売商等の仕入れ経費の軽減、施設利用の高度化等を図る観点から、食品関連問屋団地、集配施設の設置等との関連に留意し、市場の効率的な整備を推進するものとする。

(6) 休日の増加等労働条件の改善に努めるものとする。

(7) 衛生の保持、都市公害の防止等を図るため、有害物品に関する検査体制の確立、じんあい処理施設及び汚水処理施設の整備、清掃設備の近代化等に努めるものとする。

(8) 災害時等の緊急の事態においても、卸売市場の機能が發揮されるよう運営、施設整備等の面で配慮するものとする。

別記

卸売市場施設規模算定基準

1 売場施設の必要規模

目標年度における売場施設（卸売場、仲卸売場及び買荷保管所又は積込所）の必要規模の算定は、目標年度における市場流通の規模及び市場の開場日数を考慮して1日当たりの流通の規模を推定し、次の算式により行うものとする。

$$S_i = \frac{qt \cdot f_i}{\mu_i} + R_i$$

S_i : 目標年度における売場施設の必要規模

qt : 目標年度における1日当たりの流通の規模

f_i : 売場施設係数

μ_i : 目標年度における売場施設単位面積当たり標準取扱量

R_i : 売場施設通路面積

i : 各売場施設

2 その他の施設の必要規模

その他の卸売市場施設の必要規模の算定は、実情に応じて行うものとする。

3 駐車場の必要規模

目標年度における駐車場の必要規模の算定は、目標年度における1日当たりの流通の規模に基づいて、自動車による搬入及び搬出の状況、場内運搬車の利用状況、販売開始時間、買出しの状況、従業員の自家用車利用状況等を考慮して次の算式により行うものとする。

$$St = 25 \mu^2 \cdot \left(\frac{qt}{\mu} + M \right)$$

St : 目標年度における駐車場の必要規模

qt : 目標年度における1日当たりの流通の規模

μ : 1台当たり積載数量

M : その他業務用及び運動用自動車台数

4 市場用地の必要規模

目標年度における卸売市場用地の必要規模の算定は、目標年度における各施設の必要規模の合計に駐車場の必要規模及び市場内交通を確保するために必要な通路面積を加算して得られる規模と市場の立地条件、市場流通の見通し等を考慮した増設余力を見込んで次の算式により行うものとする。

$$S = (1 + a) \cdot (2Si + St + R)$$

S : 目標年度における市場用地の必要規模

a : 増設余力指数

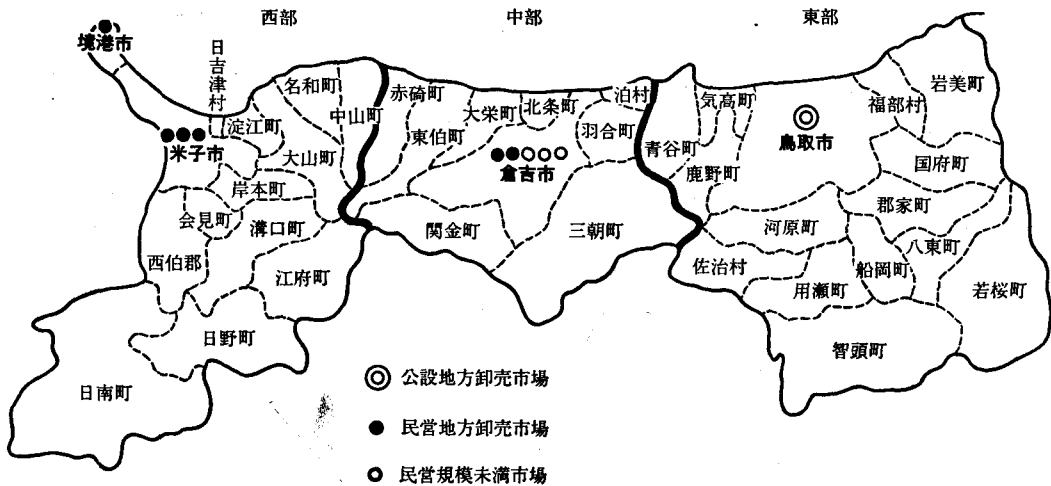
Si : 各施設の必要規模

St : 駐車場の必要規模

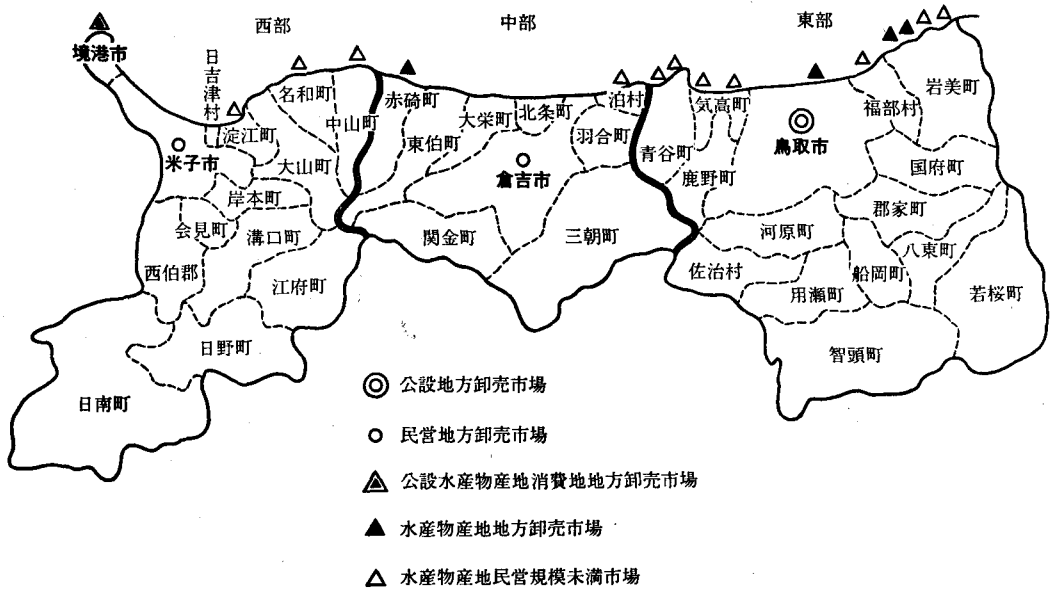
R : 建物外部の通路の必要規模

流通圏区分図

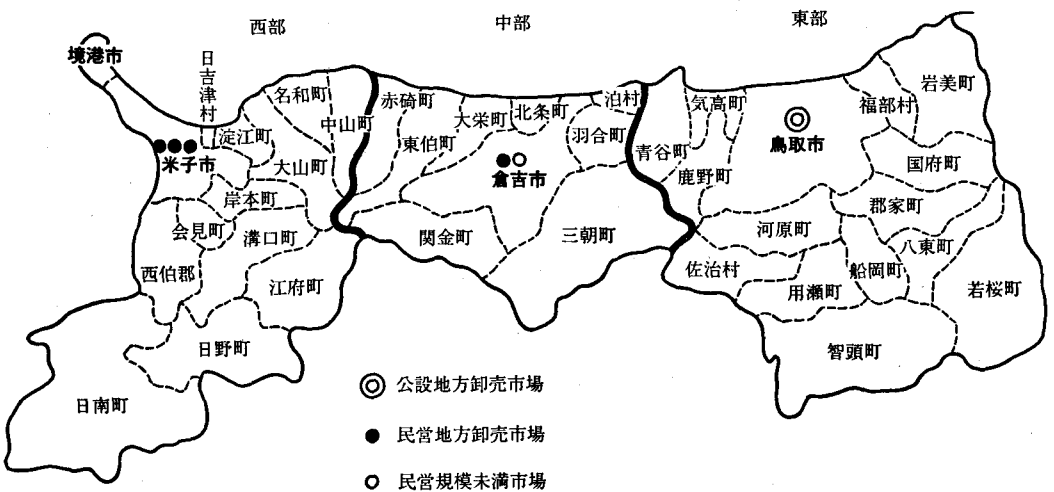
青果物流通圏区分図



水産物流通圏区分図



花き流通圏区分図



需要量及び市場取扱量の現状とその見通し

年度 区分	基 準 年 度 (昭和58年度)							目 標 年 度 (昭和70年度)							備 考
	1人当 り需要量 kg	人 口	需 要 量 t	市 場 供給人口	市 取 扱量	場 場 取 扱 量	供 給 率 %	1人当 り需要量 kg	人 口	需 要 量 t	市 場 供給人口	市 取 扱量	場 場 取 扱 量	供 給 率 %	
野 菜	東部	119.4	242,879 (69,815)	29,000 (8,386)	158,995 (23,853)	18,984 (2,848)	65.5 (34.2)	124.1	255,000 (69,526)	31,646 (8,628)	167,591 (25,141)	20,798 (3,120)	65.7 (36.2)		
	中部	"	122,536 (16,721)	14,631 (1,996)	45,745 (3,132)	5,462 (374)	37.3 (18.7)	"	125,000 (17,850)	15,513 (2,215)	47,542 (3,272)	5,900 (406)	38.0 (18.3)		
	西部	"	245,862 (92,892)	29,356 (11,091)	264,305 (20,025)	31,558 (2,391)	107.5 (21.6)	"	255,000 (96,171)	31,646 (11,938)	274,778 (21,160)	34,100 (2,626)	107.8 (22.0)		
	計	"	611,277 (179,428)	72,987 (21,423)	469,045 (47,010)	56,004 (5,613)	76.7 (26.2)	"	635,000 (183,547)	78,805 (22,778)	489,911 (49,573)	60,798 (6,152)	77.1 (27.0)		
果 実	東部	85.3	242,879 (69,815)	20,718 (5,955)	209,648 (30,387)	17,883 (2,592)	86.3 (43.5)	83.2	255,000 (69,526)	21,216 (5,785)	222,356 (27,043)	18,500 (2,250)	87.2 (38.9)		
	中部	"	122,536 (16,721)	10,452 (1,426)	31,758 (2,239)	2,709 (191)	25.9 (13.4)	"	125,000 (17,850)	10,400 (1,485)	33,570 (2,404)	2,793 (200)	26.9 (13.5)		
	西部	"	245,862 (92,892)	20,972 (7,924)	259,988 (17,421)	22,177 (1,486)	105.7 (18.8)	"	255,000 (96,171)	21,216 (8,001)	288,461 (26,526)	24,000 (2,207)	113.1 (27.6)		
	計	"	611,277 (179,428)	52,142 (15,305)	501,394 (50,047)	42,769 (4,269)	82.0 (27.9)	"	635,000 (183,547)	52,832 (15,271)	544,387 (55,973)	45,293 (4,657)	85.7 (30.5)		
水産物	東部	64.4	242,879 (46,103)	15,641 (2,969)	115,419 (15,699)	7,433 (1,011)	47.5 (34.1)	72.6	255,000 (45,612)	18,513 (3,311)	130,854 (19,628)	9,500 (1,425)	51.3 (48.0)		
	中部	"	122,536 (16,721)	7,891 (1,077)	146,972 (10,575)	9,465 (681)	119.9 (63.2)	"	125,000 (17,850)	9,075 (1,296)	173,030 (13,843)	12,562 (1,005)	138.4 (77.5)		
	西部	"	245,862 (50,260)	15,834 (3,237)	129,705 (8,866)	8,353 (571)	52.8 (17.6)	"	255,000 (52,034)	18,513 (3,778)	135,138 (9,270)	9,811 (673)	53.0 (17.8)		
	計	"	611,277 (113,084)	39,366 (7,283)	392,096 (35,140)	25,251 (2,269)	64.1 (31.1)	"	635,000 (115,496)	46,101 (8,385)	439,022 (42,741)	31,873 (3,103)	69.1 (37.0)		
花 き	東部	39.4	242,879 (29,558)	9,569 (1,164)	99,543 (13,452)	3,922 (530)	41.0 (45.5)	45.8	255,000 (29,009)	11,679 (1,329)	142,577 (21,376)	6,530 (979)	55.9 (73.7)		
	中部	"	122,536 (—)	4,828 (—)	109,569 (—)	4,317 (—)	89.4 (—)	"	125,000 (7,681)	5,725 (352)	256,310 (2,314)	11,739 (106)	205.0 (39.1)		
	西部	"	245,862 (57,442)	9,687 (2,263)	395,101 (13,071)	15,567 (515)	160.7 (22.8)	"	255,000 (59,470)	11,679 (2,723)	409,388 (21,288)	18,750 (975)	160.5 (38.8)		
	計	"	611,277 (87,000)	24,084 (3,427)	604,213 (26,523)	23,806 (1,045)	98.8 (30.5)	"	635,000 (96,160)	29,083 (4,404)	808,275 (44,978)	37,019 (2,060)	127.3 (46.8)		

(注) () 内数字は、県外流通圏分であり、人口欄及び需要量欄については上段数字の外数、市場供給人口欄及び市場取扱量欄については上段数字の内数である。